

## 再就職援助計画の「事業活動の転換」の記載例を追記

### 【再就職援助計画（様式第1号）の記載例】

※ ○ の項目を記載する際の留意事項は、次のページをご覧ください。

(◎様式第1号)

#### 再就職援助計画

雇用対策法

雇用保険適用事業番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1

雇用対策法（昭和41年法律132号）第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。

平成28年10月19日

事業主 住所 東京都千代田区霞が関〇〇  
厚労工業（株）  
氏名 代表取締役 厚労 太郎

### 3 再就職援助計画作成に至る経緯

【事業規模の縮小】の場合の記載例（※）  
国内需要の低下により減産を行う必要が生じたため、操業計画を変更して、これに応じた生産体制とするため。

【事業活動の縮小】の場合の記載例（※）  
取扱商品のうち、収益貢献が困難であると見込まれる商品の取扱いを廃止。廃止する商品についての営業・企画などの本部組織、間接業務部門の縮小と効率化を実施し、これに伴う人員体制の縮小を図る。

【事業活動の転換】の場合の記載例（※）  
〇〇事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、中長期的な市場規模の減少は避けられない状況にある。そのため、需要量に応じた拠点体制等の最適化によるコスト競争力の強化や、新たな拠点に展開して◎◎事業を行うことが経営方針とされた。  
これに伴い、当事業所においては、要員の適正化を図ることが必要不可欠であるため、希望退職の募集を実施することとなった。

【事業の廃止】の場合の記載例（※）  
〇〇市場縮小に伴う売上げ減少、商品在庫の増加に伴う運転資金負担の増大等により、経営が逼迫し、先行き回復の見込みがないことから、事業を廃止し店舗を閉鎖することが決定したため。

## 労働移動支援助成金が「事業活動の転換」の場合にも衣装になる旨を明記

### 労働移動支援助成金のご案内

再就職援助計画を作成した事業主は、再就職援助計画の対象となった方の再就職支援にあたり「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）」が活用できます。また、再就職援助計画の対象となった方を受け入れる事業主は、「労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）」が活用できます。

### 再就職支援奨励金

再就職支援奨励金は、再就職援助計画の対象となった従業員に対する再就職支援を職業紹介事業者に委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に対して助成します。  
事業規模の縮小、事業の廃止のほか、**事業の転換（事業転換・再編）**の場合も対象となります。

### 助成金の内容

（1）再就職の支援を職業紹介事業者に委託する場合  
申請時期に応じて、対象者一人当たり以下の金額が支給されます。

委託開始申請分	中小企業事業主	
	中小企業事業主	中小企業事業主以外
通常	10万円 （「委託費用」-②-①）× 1/2* *対象者が45歳以上の場合 2/3	なし （「委託費用」-②-③）× 1/4* *対象者が45歳以上の場合 1/3
再就職実現申請分（※1）	2/3* *対象者が45歳以上の場合 1/5	1/3* *対象者が45歳以上の場合 2/5
訓練加算…訓練実施に係る費用×	上限 30万円	
グループワーク加算…3回以上実施	を上限に上乗せ。	

（2）求職活動のための休暇を付与する場合  
再就職実現時（※1）に、求職活動のために付与する休暇について1日当たり5,000円（中小企業事業主については8,000円）を助成（180日分）します。

（3）教育訓練施設等への委託により再就職支援の訓練を実施する場合

### 【添付書類（別紙1）の記載例】

#### 記載例2：「事業活動の転換」の場合

別紙1 事業規模の縮小等に関する資料

1 事業規模の縮小等を行う理由  
〇〇事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、消費動向の変化等により、今後中長期的な市場規模の減少傾向は避けられない状況にある。こうした中、需要量に応じた拠点体制等の最適化によるコスト競争力の強化や、新たな拠点に展開して◎◎事業を行うことにより、強弱な事業運営体制の構築が経営方針とされた。このため、〇〇事業を主として行う当事業所においては、要員の適正化を図ることが必要不可欠であることから、希望退職の募集を実施することとなった。

2 事業規模の縮小等を行うとする期間  
平成29年 2月 1日（開始予定時期）～平成29年 3月31日（完了予定時期）

3 事業規模の縮小等の内容  
・ 〇〇事業に係る製造拠点の規模の適正化  
・ ◎◎事業に係る製造体制の構築  
・ 要員の適正化を目的とした希望退職措置を実施

再就職援助計画のパンフレットに、「事業活動の転換」の場合の記載例を追加。

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）が「事業の転換」の場合も対象となることを明記。

## ②失業期間を最小限にするための支援

再就職支援奨励金（労働移動支援助成金の1メニュー）について、

- 早期の再就職支援を開始するインセンティブを働かせるため、休暇付与支援の日額の上乗せや、上限日数を6か月（180日）に拡充 【平成28年度～】
- さらに、規制改革会議・雇用WG（1/22）における指摘（※）を踏まえ、
- 失業期間を最小限にするインセンティブとして、早期（離職から1か月以内）に再就職が実現した場合の助成措置を新設 【平成29年度概算要求】

※鶴前座長から「1ヶ月以内の再就職実現に対し、明確なインセンティブを設けるべき」との指摘

### これまでの実施内容（28.3.31時点）

平成28年度から、再就職支援奨励金（休暇付与支援）の支給額、上限日数を引き上げ

#### 再就職支援奨励金

##### ○再就職支援

1人あたり60万円が上限

- ・中小企業 委託総額 × 1/2 【2/3】  
(45歳以上2/3 【4/5】)
- ・大企業 委託総額 × 1/4 【1/3】  
(45歳以上1/3 【2/5】)

##### ○休暇付与支援

- ・中小企業 日額 **8,000** (7,000) 円
- ・大企業 **5,000** (4,000) 円
- 上限 **180** (90) 日分 ※ ( ) は27年度の助成額

拡充

### 平成28年度の対応

平成29年度概算要求において、再就職支援奨励金（休暇付与支援）の支給対象者が、早期再就職した場合の助成を新設

#### 再就職支援奨励金

##### ○再就職支援

(現行)

##### ○休暇付与支援

- ・中小企業 日額 **8,000円**
- ・大企業 日額 **5,000円**
- 上限 **180日分**

離職日から1か月以内に再就職が実現した場合、上記に加え、1人あたり10万円